



一般財団法人 日本医学物理士会 講習会参加補助金の交付に関する細則

2015年6月1日

2016年3月19日 一部改正

2016年5月14日 一部改正

2018年5月25日 一部改正

(目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という）が主催する講習会、セミナー等に遠隔地より参加する会員に対して、本会が交付する参加補助金（以下「補助金」という）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金交付の募集および申請資格)

第2条 補助金交付の募集方法は、公募とする。

- 2 申請者は、本会の正会員もしくは準会員でなければならない。
- 3 申請者は、本会が指定する申請書類を別に定める様式により記載し、本会事務局へ提出する。
- 4 当該申請年度を含む過去5年以内に補助金を交付された者は、原則として申請資格を有さない。

(補助金の対象)

第3条 補助金は、本会が主催する医学物理士実務講習会、医学物理士セミナーの参加に必要な交通費および宿泊費を対象とし、原則として参加費は対象外とする。

- 2 本会とその他関連団体の学術大会期間及びその前後1日以内の当該地域内で開催される講習会・セミナー等については補助の対象としない。
- 3 交通費・宿泊費については、最も経済的かつ合理的な経路・宿泊地を選択すること。航空機を利用する場合は、原則としてパック旅行等を利用すること。

(補助金交付対象者の選考)

第4条 本会事務局は、受理した申請書類を、理事会に提出するものとする。

- 2 補助金交付対象者の審査は、総務委員会が担当し、審査結果報告書を理事会に提出する。
- 3 理事会は、提出された申請書類に基づき、1名につき5万円を上限として補助金交付対象者および補助金額を決定する。
- 4 補助金交付対象者の選考にあたっては、以下の号について診療報酬上の施設基準に関わる



届出書類に、放射線治療に係る医療機器の安全管理、保守点検及び安全使用のための精度管理を専ら担当する技術者、機器の精度管理等を専ら担当する者、放射線治療に専従する常勤の医学物理士として職名及び氏名が記載されている者を優先的に考慮するものとする。

- (1) 外来放射線照射診療料
- (2) 医療機器安全管理料 2
- (3) 強度変調放射線治療
- (4) 画像誘導放射線治療
- (5) 呼吸性移動対策
- (6) 定位放射線治療
- (7) 粒子線治療
- (8) 画像誘導密封小線源治療加算
- (9) 粒子線治療医学管理加算

(補助金の使途と報告)

第5条 補助金交付対象者は、補助金交付対象者に決定後一ヶ月以内、または当該講習会・セミナー等終了後一ヶ月以内に、本会事務局へ旅費支給申請書を提出しなければならない。補助金を利用した旅費に関する領収書等の関連資料を当該講習会・セミナー等終了後3年間保存し、本会からの問合せの際に速やかに提出できるようにすること。

- 2 補助金交付対象者は、補助金交付対象者に決定後一ヶ月以内、または当該講習会・セミナー等終了後一ヶ月以内に、参加報告書を作成し、本会事務局へ提出しなければならない。理事会はこの参加報告書を本会機関誌またはホームページに掲載する事が出来る。
- 3 補助金は、旅費支給申請書と参加報告書の提出後、理事会の確認の上、本会事務局より交付する。

(補助金の決定の取消および返還)

第6条 補助金交付対象者が、次の各号のいずれかに該当した時、またはその事実が判明した時は、当会は助成金の交付対象者を取り消し、またはすでに交付された場合にはその一部もしくは全部の返還を求めることが出来る。

- (1) 虚偽の申請により補助金交付対象者となった事が明らかになった場合
- (2) 当該年度の対象の講習会・セミナー等に参加しなかった場合
- (3) 当該年度の対象の講習会・セミナー等に参加したが、旅費支給申請書・参加報告書の一方または両方を提出しなかった場合
- (4) 虚偽の申し出または報告を行った時



(5) その他、定款またはこの細則に照らしてふさわしくないものと理事会が判断した時

(補則)

第7条 補助金の交付は当該年度予算の範囲内で行い、それを超える場合は理事会の承認を必要とする。

第8条 この細則の改廃は、理事会の決議により行われる。